

令和2年度 第6回福岡地方最低賃金審議会

資料目次

資料No1-1 異議申出書 (平和・労働・人権 北九州共闘センター)	1
資料No1-2 最低賃金改定に対する異議申出書 (エフコーポ生協労働組合)	3
資料No1-3 異議の申し立て (福岡県自治体労働組合総連合)	5
資料No1-4 異議申出書 (福岡県労働組合総連合)	7
資料No1-5 2020年度福岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出 (福岡県医療労働組合連合会)	9
資料No2-1 福岡県の最低賃金841円を1,000円以上に引き上げ 全国一律時間額1,500円以上の最低賃金実現を求める 要請署名〔追加分 ※要請署名のとりまとめ表紙のみ〕 (福岡県労働組合総連合)	11

2020年 8月 14日

福岡労働局
局長 伊藤 正史 殿

異議申出書

平和・労働・人権

北九州共闘センター

議長 竹内

所在地 北九州市門司区大里桃山町 1-3

電話 (FAX) 093-381-6293



NPO 法人労働相談センター

雇用アクション・福岡

理事長：服部 倫

所在地：北九州市小倉北区真鶴 1-5-15

電話 093-592-3113

福岡地方最低賃金審議会は8月3日、福岡県最低賃金を、昨年より「1円」だけ引き上げ、1時間842円とする答申を行いました。

中央最低賃金審議会が引き上げの「目安」を提示せず「据え置き」とするなかで、福岡地方最低賃金審議会独自でも「引上げ」額を提示したこと自体は評価するものの、しかし、この答申額では到底まともな生活は営むことはできず、最低賃金法の目的に沿うものとはいえません。また、コロナ禍において生活困窮に苦しむ多くの労働者に追い打ちをかけるものといわざるを得ません。

つきましては「福岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示」にしたがって、下記の通り異議を申し出いたします。

記

- 1、本年の福岡県最低賃金を1時間842円とすることについて不服であることを表明します。
- 2、本年の福岡県最低賃金を1時間1500円以上とすることを求めます。
- 3、中央最低賃金審議会に対して「全国一律最低賃金」の本格的検討を付帯決議に追加することを求める。

【異議申出の理由】

社会保障関連の負担や特に昨年10月の消費税増税など、労働者に対する負担感が強まる中で、大幅な最低賃金の引き上げが待ち望まれていました。また、労働団体による最低生計費調査のなかでも、最低賃金は少なくとも1500円以上に設定すべきという結果が出ていました。このようなことから見ると、中央最低賃金審議会ならびに福岡地方最低賃金審議会の答申は、労働者全体の期待を裏切るものであり、コロナ禍において進行する生活困窮に、さらに追い打ちをかけるもので、到底容認できるものではありません。

今回、中央最低賃金審議会が引き上げ「目安」を提示しなかった理由として、中小企業、小規模事業者などが置かれている厳しい状況、そうした中での「雇用維持の最優先」などがあるようですが、「困難な状況にあるから引き上げを断念」という論理であれば、最低賃金法の持つセーフティネットの機能そのものを失うことになるのではないでしょうか。求められるのは法の趣旨の実現に向けて、どのような手立てを講じるかであり、最低賃金の引き上げという課題においては、かねてから多くの労働団体や識者が指摘する通り、中小企業に対する「支援策」の拡充が必要です。確かに、福岡地方最低賃金審議会の答申のなかには支援策の拡充や「業務改善助成金」の利便性向上などが強調されてはいるものの、これらは一定の引き上げ額の答申があってこそ、その必要性が生じるのであり、実質、据え置き同様の答申であれば、単なる掛け声程度の意味しかありません。

また、最低賃金の全国一律制の確立については、昨年、自民党内に「最低賃金一元化推進議員連盟」が発足し全国一律の主張を展開していること、また、日本弁護士連合会も本年2月に最低賃金の全国一律制の意見書を厚生労働大臣などに提出しているところです。

労働者の生計費に地域間差がないこと、全国共通して最低賃金の地域間格差の縮小を求めてること、等から見ても、もはや都道府県別の最低賃金制度を維持する理由はないといつても過言ではありません。コロナ禍における「特別定額給付金」でも一人10万円という全国一律です。最低賃金の時間額に格差があるのなら、この給付金にも格差があって然るべきですが、そのような議論経過は、どこにも見当たりません。それほど全国一律は自然なものであり、地域間格差は異様だということです。

日本弁護士連合会の意見書には、一定の猶予期間を設け、高く設定した地域の制定賃金を引き下げるのことなく全体の引上げを図ることや、充実した中小企業支援策を構築することなど、現実性を持って提起されています。こうした方向への決断を福岡労働局ならびに福岡地方最低賃金審議会に強く求めます。

以上

2020年8月17日

福岡労働局長
伊藤 正史 殿



エフコーポ生協労働組合
中央執行委員長 伊藤 秀紀

最低賃金改定に対する異議申出書

日頃より労働者の生活と労働条件の向上のためにご尽力いただき、また、今回の最低賃金改定にあたり、関係者各位のご努力に敬意を表します。

福岡地方最低賃金審議会は、2020年度福岡県最低賃金を841円から1円プラスして842円にする答申を行いました。しかし、今回の改定でも生活できる最低賃金とはなっていません。また、生活保護との比較においても意図的に最低賃金をより高く、生活保護水準をより低く見せかけるための操作が行われている疑義があり、福岡県最低賃金時間額842円の改定決定に対して以下のように異議を申し出ます。

記

1. 本年の福岡県の最低賃金額を、時間額842円とすることに不服である。
2. 本年の福岡県の最低賃金額を、時間額1,000円以上とすることを求める。

[異議申出の主旨]

中央最低賃金審議会は、2020年度最低賃金について「新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先されることなどを踏まえ、引き上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とし、有額での目安答申を行いませんでした。これは、「引き上げ凍結」という使用者側の意向を受けて安倍政権が審議会に諮問した内容をそのまま答申したという、審議会の在り方が問われるものと言わざるを得ません。また答申は、「引き上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要がある」として、雇用を守ることと最低賃金引き上げを対立するものとして描き出しています。しかし、コロナ禍の下、中小企業や自営業者が企業倒産や廃業の危機にさらされている原因は、「補償なき自粛要請」と批判されている通り、政府の助成策とその水準の貧困さ、対応の遅さに原因があります。そして、この新型コロナウイルス感染拡大を収束させ、日本経済の危機的状況を開いて経済の好循環を作り出すためには、政府の政策によって中小企業、自営業者の事業継続と雇用の維持を図り、労働者・国民の賃金を大幅に引き上げ、購買力を高めることを「スピード感」を持って進めることができます。最低賃金引き上げのためには、政府の中小企業への直接の助成が必要なことは言うまでもありません。

これまで指摘されている通り、地方の最低賃金の低さが大都市への労働力人口の流出を招き、人手不足を加速させ、購買力の低下から地域経済を疲弊させています。今年の最低賃金の答申において、Dランクの地方最低賃金審議会が2円から3円の引き上げを答申して、東京都との格差縮小をすすめ、地域経済の活性化を図ろうとする姿勢を示したこととは、中央最低賃金審議会の姿勢と存在意義を問うものと言えます。

福岡地方最低賃金審議会は、2020 年の福岡県最低賃金を 1 円引き上げて時間額 842 円とすることを答申しました。引き上げ額「1 円」どいうのは、2004 年（平成 16 年）以来の低い改定となっており、実質賃金が下がり続ける中、労働者の生活はますます苦しさを増しており、到底容認できるものではありません。時間額 842 円では、厚生労働省が算定基準としている月 173.8 時間働いたとしても月 14 万 6340 円、年間 175 万 6159 円にしかならず、働いてもまともな生活ができない「ワーキングプア」から抜け出すことはできません。さらに、「毎月勤労統計調査地方調査（福岡県）」によれば、平成 31 年の一般労働者の平均所定内労働時間は 152.3 時間となっており、これでは月 12 万 8237 円、年間 153 万 8839 円にしかならず、憲法 25 条に保障された「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことはできません。福岡県労連が実施し、エフコーポ生協労組も参加した「最低生計費試算調査」では、福岡市で 20 代の若者が憲法 25 条に保障された生活をするためには、時間額 1,500 円、月額 23 万円、年収 280 万円以上が必要という結果が出ています。最低賃金の審議においては、公務員の憲法順守義務に基づき、国民の権利である「生存権」を保障することを前提とした審議・決定が必要であり、そのことからも今、大幅な最低賃金の引き上げが必要なことは明らかです。

最低賃金法では、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」と定められ、毎年の最低賃金決定にあたっては、生活保護水準との比較が行われています。福岡地方最低賃金審議会では、今年も平成 30 年度の比較において「福岡県最低賃金が下回っているとは認められなかった」としています。しかし、最低賃金との比較では、生活扶助基準は居住地ごとの人口加重平均の額が用いられており、平均値では、大都市の生活扶助基準よりも低い額となってしまいます。住宅扶助についても、住宅扶助ゼロなどの世帯を含む実績平均値で出すため、都市部の住宅扶助実績値よりも低くなってしまいます。さらに、医療扶助や介護扶助、教育扶助、働きながら生活保護を受給している場合に認められる勤労控除などが比較計算には入っていません。

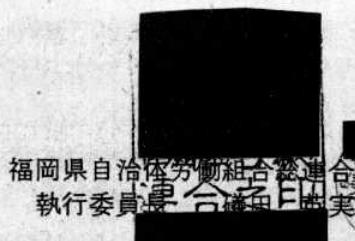
最低賃金の月額を出すために最低賃金審議会では、週 40 時間で祝祭日もGW も年末年始も休まずに 1 年間フルに働いた 1 カ月当たりの時間 173.8 時間が用いられており、実態とかけ離れた高い数値となっています。実際、平成 30 年の福岡県一般労働者の平均所定内労働時間は 154 時間となっており、比較計算式で用いた最低賃金月額よりも低くなるのが実態です。また、生活保護には税金・社会保険料負担がないため、最低賃金から税金・社会保険料を引いた額を出すために、「可処分所得割合」という数値が使われています。この「可処分所得割合」は各都道府県ごとの数値ではなく、もっとも最低賃金が低かった県の数値を用いて可処分所得比率が高くなるように見せかけています。このように最低賃金と生活保護の比較においては、実態とかけ離れた数値での比較が行われており、さらに比較することによってどちらも低く抑えようとする意図があり、どちらもセーフティーネットとしての役割が果たせない水準となってしまっています。

以上の主旨から、エフコーポ生協労働組合は、今すぐ福岡県の最低賃金時間額 1,000 円以上への引き上げを求めるとともに、「ふつうの暮らし」ができる賃金としての時間額 1,500 円以上への引き上げと全国一律最低賃金制度の早期実現を求めるものです。

以 上

2020年8月18日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様
福岡労働局長 伊藤 正史 様



最低賃金法第11条第2項及び同法施行規則第8条の規定に基づき、異議を申し立てる。異議の内容及び理由は下記のとおりである。

記

1. 今年の賃金の引き上げ状況は、6月30日に開催された第1回福岡地方最低賃金審議会でも、回答集計結果が報告されている。連合（～99人）2.18%、（有期・短時間・契約）25.18円、経団連（中小企業）2.17%、連合福岡（300人未満）1.98%、県経営者協会（1～99人）1.61%と報告され、全労連・春闘共闘の集計結果では、非正規で時間額の引き上げが26.8円と報告されている。

これは、コロナ禍の中での賃金交渉結果であり、それなのに命の危険を感じながら最賃に近いところで働いているエッセンシャルワーカーなどの賃金が1円しか上がらないのは不當であり、理解できない。最低、春闘引き上げと同等の引き上げを求める。また、説明責任を果たすべきである。

2. 最低賃金と生活保護の比較方法について、正確に比較を行い、最低賃金を引き上げるべきである。

平成20年7月1日に施行された最低賃金の一部改正は、憲法25条の条文を書き込み、生活保護との整合性という具体的措置も記して「最賃決定における生計費原則の強化」をはかった。

その経過は、最低賃金一部改正の国会論戦を見るとよくわかる。平成19年6月6日の衆議院厚生労働委員会や同じく11月27日の参議院厚生労働委員会などでは、与野党の議員が生活保護との整合性について質問し、厚労大臣や労働基準局長が答弁に立っている。

6月6日の答弁では、「生計費につきましては、各地方最低賃金審議会において、生活保護基準や生活保護水準の具体例とか物価指数だとか標準生計費だとか家計収支、可処分所得、消費支出などさまざまな資料を用いて審議が行われているところであります。それで、生活保護と最低賃金の比較に当たりましては、（略）生活保護のうち、若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均値に住宅扶助実績値を加えたものを手取り額で見た最低賃金が下回っている地域が見られる。まずはそういったケースについて比較をし、その整合性を考慮の上、逆転を解消し、その上でさらに最低賃金と生活保護との整合性のあり方について考慮していくことが一つの考え方ではないかというふうに思っております。」と述べている。

これは、従来の「上げ幅視点」のみの金額改定のやり方ではダメであり、まともな水準をはっきりさせて、最賃の位置づけをリセットすべきという立法者の意志がこめられている。

法改正からすでに12年が経過し、当時から指摘してきた内容が何も変わらず、現在も問題点として指摘されることは問題である。

3. 当時の中央最低賃金審議会やこれに関する小委員会報告を見ると、生活保護との整合性に対する考え方について労働者側見解と使用者側見解に違いがある。制度の根幹に係るところの一部改正であるが、国会論争を見ても意見の不一致は当然であり、国会論争・答弁を踏まえた結果が、公益委員見解として「若年単身者世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えたものとの比較が適当」「当然、労使双方ともそれぞれ主張と離れた内容となっている」とし、不満の意を表明した」として苦渋の記載となって表れている。

法改正の運用で、発足時の不十分を修正していく努力が重要であり、平成29年3月28日付の「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」では、「地方最低賃金審議会に対して目安の合理的な根拠を示すための努力など目安への信頼感を確保するための取り組みを一層進めていくことが必要である。（略）引き続き、利用可能な直近のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金の比較を行い、解離が生じていないか確認するなど、生活保護に係る施策との整合性に配慮することが適当である。なお、目安審議に当たっては、真摯な議論により十分審議を尽くすとともに

に・・・」と触れている。改めて、努力と信頼感を確保するための取り組みと真摯な議論を望むものである。

4. 7月16日付の意見書で指摘した問題点は、最低賃金を大きく見せる点と生活保護を小さく見る点を指摘した。最賃引き上げを抑える意図からする操作と考えざるを得ない。改めて指摘し、改善を求める。

① 生活保護基準は月額で設定されるが、最賃は時間当たり表示である。両者を比較のベースに乗せるため、何時間の労働時間をもって換算するかが重要な問題となる。厚生労働省は、法定労働時間上限の173.8時間を使って計算している。数字が安定しているということが、その採用理由としてあげられている。しかし、月173.8時間という数字は、一般労働者の平均的な所定内実労働時間を大幅に超え、「所定外労働時間を含む総実労働時間数」をも上回る長時間労働である。

最低賃金は所定内労働時間分の賃金について設定するものであるから、173.8時間は妥当でない。そればかりか、173.8時間で計算すると、最賃額は実力を水増しして過大にみせることになる。毎月勤労統計調査より、事業所規模5人以上の一般労働者の平均所定内実労働時間を見ると、過去5年間、155時間前後で推移している。こうした実態をふまえ、かつ、「あるべき労働時間」への政策誘導的な観点や、安定性という技術的メリットも配慮するならば、年間労働時間1800時間の月割=150時間労働という数字をもって、最低賃金と生活保護との整合性を取ることが妥当である。ちなみに、福岡県の毎月勤労統計調査月報では150.9時間である。

② 級地は県庁所在地の福岡市の値を用いるべきである

「生活扶助」とは、衣食その他の日常生活の需要、暖房費など一時的需要を満たす目的で支給される費用である。生活保護では、県内を6段階の「級地」に分け、生活扶助費に差をつけていている。一方、最賃は県内一律であるため、制度間の整合性を、どうつけるかが問題となる。中賃目安が採用したのは、級地ごとの人口加重平均をとるやり方である。県内全体の事情を反映した合理的なやり方に見えるが、実は、生計費の高い地域に住む労働者にとっては、不利益が生じる。

福岡市や北九州市は、1級地-2であり、加重平均は3,061円低く、本来、保障されているはずの水準よりも低い。つまり、本来適用されるべき水準を下回る最賃額が押しつけられたのである。こうした事態は、改正最低賃金法の趣旨に反している。最低賃金法にいう「最低賃金と生活保護との整合性」のつけ方は、「最賃が生活保護を下回らないように配慮する」ということであるから、県庁所在地の生活保護基準であれば、それを満たすことができる。

③ 勤労控除を含めるべきである

生活保護法は、稼働世帯も含めて保護の対象としている。働き出れば、被服費や交通・通信費、交際費等、様々な出費が増加するため、稼働世帯の場合は、こうした就労に伴う経費の増加を、非稼働世帯の生活保護に上乗せする「勤労控除」という方法で実質的な均衡を図っている。もしこの額を補填しなければ、働きにすることで実質的な生活水準が低下してしまう。

労働者の最低生計費を考える際には、「勤労控除」すなわち、勤労必要経費を含めることはきわめて当然である。

④ 住宅扶助については特別基準額を用いるべきである

住宅扶助の扱い方にも問題がある。中賃目安では、住宅扶助の「実績値」、つまり生活保護を受給している人々が実際に支払った家賃の平均額を使っている。生活保護の運用においては、基準額「以内」の安い物件に住むことを指導される。特別に配慮された公営住宅への入居も含めて、一般的な労働者が通常探しうる賃貸物件よりも、はるかに低い金額となる。

福岡市の例でみれば、住宅扶助の特別基準は36,000円であるが、福岡労働局が示した平成30年次実績値は30,652.2円で、5,348円少ない。労働者の最低生計費を算定するには住宅扶助の特別基準額を用いるべきである。

⑤ 税金・社会保険料は実態を反映させるべきである。

最賃額は、税金・社会保険料などの公課負担を引かれる前の金額であり、それらが免除される生活保護基準と比較するには、公課負担の影響を除いた数字で行う必要がある。中賃目安でも、その作業は行われていると思うが、最も最賃の低い沖縄のケースで公課負担率をはじきだし、これを他の各地域に適用することで、相対的に最賃が高く公課負担率の高い地域の「推定可処分所得額」を多めに見せている。ちなみに、総務省の家計調査年報の最新版2019の勤労世帯の収入10分位の最低ランクで、可処分所得の平均値は84.4%である。

以上

2020年8月18日

福岡労働局長 伊藤 正史 殿

福岡県労働組合総連合
議長 山下 和博

異議申出書

日頃より働く者の労働条件の改善・くらしの向上、また新型コロナ感染拡大防止対策へのご尽力に敬意を表します。

8月3日、福岡地方最低賃金審議会は最低賃金改定について、地域別最低賃金改定額の目安額が示されない中で1円を引上げて842円とする答申をおこないました。しかし、この改定では、依然当たり前の生活ができる水準にはなく誠に遺憾です。また、長年すべての審議会や専門部会の公開・傍聴や意見陳述の機会を設けるように要請していますが応じられていません。

「福岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に関し異議を申し出ます。

記

1. 本年の福岡県の最低賃金を1時間842円とすることに不服である。
2. 本年の福岡県の最低賃金を1時間1,000円以上にすることを求める。
3. 異議に関する審議について公開の場で審議および意見陳述の機会を設けることを求め る。

【異議申出の主旨】

この間、福岡県を始め全労連の全国24県で最低生計費調査をおこなった結果、若者が憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むためにはいずれの県でも時給1,500円・月額23万円・年収280万円が必要という結果が出ている。これを根拠として「全国一律最低賃金制度」を求めている。

この間国において、「経済財政運営と改革の基本方針2018」では年率3%程度を目途に引上げ、「全国平均1,000円を目指す」と閣議決定をし、基本方針2019年、同じく2020年では早期に全国平均1,000円としてきた。

今年の中央最低賃金審議会の改定目安答申は、6月の社会保障検討会議で安倍首相が雇用を守ることが優先課題とする、引き上げ抑制を前提とした発言に沿ったものと思えるが、元来、雇用は賃金により定まるのではなく需要によって定まるものである。それだけに中央審議会の決定は何を根拠に決定したものか不明であり、独自の機関としての存在意義に疑問を抱くものである。

コロナ禍で不安定な雇用、東南アジアからの入り口である福岡県の観光経済の激減の状況で、内需拡大は不可欠である。OECD諸国においても数少ない実質賃金が下がっている日本は、昨年の消費税増税、それに伴う物価上昇、社会保険料の引き上げなど可処分所得が

減少する中で最低賃金の大幅引き上げは需要を喚起する上でも喫緊の重要課題である。付帯決議で各助成金、支援策の拡充向上を付しているがこれは至極当然のことである。

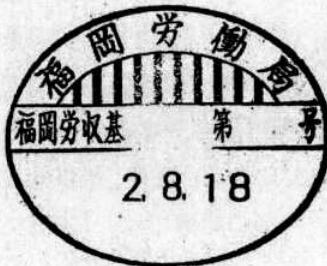
また、毎回の問題ですべての審議会や専門部会の公開・傍聴と意見陳述の機会を設けることと要請しているが、今年もできていない。福岡県の労働者の事情や労使の意見陳述などが最低賃金の改定にどのように反映されているのか、労使委員、公益委員の間でどのような議論がおこなわれているのか不透明である。他県では専門部会や本審の採決状況についても知らされているが福岡地方はそれすらもおこなわれていない。後日、議事録の開示請求をおこない確認することしかできていない状況である。今年の要請では、「本省に尋ねる」ということだったのでご回答いただきたい。

以上の主旨から、福岡県労働組合総連合は改めての審議、また公開審議で時間給1,000円以上の引き上げを求めるとともに全国一律最低賃金制度の早期実現を求めるものである。

以上

2020年8月18日

福岡労働局長
伊藤 正史 様



福岡県医療労働組合連合
執行委員長 原 正勝
福岡市博多区博多駅南1
ケイ・アイビル 201号室
092-401-2020

2020年度福岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月3日、福岡地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を1円引き上げ、842円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

集中審議を経て、1円の引き上げを答申されたことについて、審議会委員はじめ関係者の方々のご尽力には敬意を表するものです。しかし、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達したいま、非正規雇用労働者の多くが最低賃金並みの賃金水準で働くを得ない状況にあり、生活水準の向上は到底のぞめません。したがって今回の答申に対し、異議を申し出ざるを得ません。

最低賃金の大幅な引き上げは、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。については、今年度の福岡県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

- 最低賃金法は、生計費原則を担保するため、生活保護との整合性に配慮するよう求めています。最低賃金と生活保護との比較計算を正当に行えば、改正後の最低賃金額でも、なお生活保護以下です。労働基準法第一条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。最低賃金額はこの規定に見合う水準に引き上げるべきです。
- 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。埼玉、千葉、滋賀、茨城各県との格差は広がることとなり、最高額の東京と本県との差は171円におよびます。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
- 以上により、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を策定しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上

コロナ危機克服、生活改善、地域経済の好循環に向けた生活保障賃金の確立を

福岡県の最低賃金 841 円を 1,000 円以上に引き上げ

全国一律で時間額 1,500 円以上の最低賃金実現を求める要請

福岡地方最低賃金審議会会長 有田 謙司 殿
福岡労働局長 伊藤 正史 殿

2020年 月 日

●要請趣旨●

日頃から、働く者の労働条件の改善、暮らしの向上、加えて今年は新型コロナウィルス感染拡大防止対策の影響による各種助成金の申請等にご尽力のことと存じます。

今、このコロナ禍の中で、日本経済は深刻な停滞に陥っています。そうした中、コロナ禍の下で国民の暮らしを支える「エッセンシャルワーカー」と呼ばれる労働者の多くは低賃金・不安定雇用の非正規労働者です。また、中小零細企業で働く労働者やフリーランスと呼ばれる個人事業主は、大幅な収入減や解雇・失業の危機にさらされています。こうした労働者が安心して暮らせる状況を作るためには、売り上げや収入が落ち込んでいる事業者を直接支援して事業の継続を促すとともに、最低賃金の引き上げなどによる低賃金の是正が不可欠です。

2019年の地域別最低賃金は、最高の東京都で時間当たり 1,013 円、福岡県では 841 円、最も低い九州・沖縄を含む 15 県では 790 円に過ぎません。毎日 8 時間働いても年収 120 万円～150 万円にしかならず、最低賃金法第 9 条 3 項にうたわれた「労働者が健康で文化的な」生活を送ることはできません。全国で取り組まれている全労連の最低生計費試算調査では、健康で文化的な生活をするうえで必要な最低生計費に地域間格差は認められず、全国どこでも若者一人が自立してふつうに生活するための生計費は、時間当たり 1,500 円前後が必要という結果が出ています。最貧の地域間格差は、東京一極集中と地方の人口流出の要因となっており、地域経済浮揚のためにも全国一律最低賃金制度と時間当たり 1,500 円以上の最低賃金が必要です。このことは、コロナ禍における雇用調整助成金が、コロナ特例で一人当たり日額上限が 8,330 円(時給換算 1,041 円)から、1 万 5,000 円(同 1,875 円)に引き上げられたことからも明らかです。

以上のことから、私たちは、最低賃金の引き上げと大胆な中小企業支援策がコロナ危機克服の絶対条件だと考え、貴職に下記の通り要請します。

●要請事項●

1. 福岡県の最低賃金 841 円を今すぐ 1,000 円以上に引き上げ、早急に 1,500 円以上を実現するための議論を開始すること
2. 中央最低賃金審議会と国に対し全国一律最低賃金制度の実現を求ること。
3. 国に対し、最低賃金引き上げのために中小企業が一番の支援策として求めている「税・社会保険料負担の軽減」など実効的な支援策の拡充を求ること。
4. 福岡地方最低賃金審議会のすべての審議会や専門部会の公開・傍聴を実現するとともに、福岡県労連所属の労働者が意見陳述する機会を必ず設けること。

要請書提出 2020年8月18日追加 423筆



署名集約筆数 4,305 筆

【取り扱い団体】福岡県労働組合総連合(福岡県労連)・福岡県民春闘共闘連絡会議(福岡県春闘共闘)